

「水産資源保護法の運用について」（平成19年9月19日付け19消安第3823号消費・安全局長通知）の別添

19消安第3823号

平成19年9月19日

一部改正 27消安第6419号

平成28年6月7日

2消安第4120号

令和2年12月21日

8消安第998号

令和8年5月19日

(別添)

水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領

第1 輸入許可事務及び検査に関する事項

1 輸入許可の申請

水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）第13条第2項に基づく輸入許可の申請をする者又はその代理人（以下「輸入者等」という。）は、動物検疫所が別途定める期日までに、同項に規定する検査証明書（以下「検査証明書」という。）を添付して、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。）別記様式第1号に定める輸入許可申請書に必要事項を記入の上、輸入を行う港又は飛行場（以下「輸入場所」という。）の動物検疫所に提出するものとする。

2 輸入許可申請に係る動物検疫所における検査

法第13条の規定に基づく輸入許可業務は、以下の検査により実施することとする。

(1) 申請書類の検査

① 輸入許可申請を受けた動物検疫所は、添付された検査証明書の内容が、輸出国政府機関とあらかじめ合意した輸入条件を満たしていることを確認するものとする。

② 輸入条件を満たしていることが確認できない場合は、動物検疫所は、当該輸入許可申請に係る輸入者等に対し、輸入を許可しない旨を通知するものとする。

(2) 現物検査

- ① 動物検疫所は、以下により、規則第1条第2項第1号に規定する水産動物（以下「第1号水産動物」という。）の健康状態について目視での検査（以下「現物検査」という。）を実施する。また、動物検疫所が必要と認める場合は、検査に必要な材料を採取し、精密検査を実施する。

ア 確認数

申請に係る第1号水産動物が生産された養殖施設及び水産動物種ごとに、動物検疫所が別途定める輸入防疫対象疾病の侵入リスクを考慮した統計学的理論に基づくサンプリング手法により無作為に抽出した個体数について行う。

イ 確認事項

- (ア) 別紙1に掲げる輸入防疫対象疾病の典型的な臨床症状がないこと
(イ) 著しい数の死亡（確認した水産動物の全体数に対し概ね5割を超える数の死亡）がないこと

- ② 動物検疫所は、以下により、規則第1条第2項第2号に規定する水産動物（以下「第2号水産動物」という。）についての現物検査を実施する。また、動物検疫所が必要と認める場合は、検査に必要な材料を採取し、精密検査を実施する。なお、動物検疫所が初めて輸入許可申請書を受けたものについては、現物検査を必須とすることとするが、同一とみなされるものが継続的に輸入される場合は、次回以降の現物検査を省略できる。

ア 確認数

申請に係る第2号水産動物が生産された生産施設及び製品の種類ごとに、動物検疫所が別途定める輸入防疫対象疾病の侵入リスクを考慮した統計学的理論に基づくサンプリング手法により無作為に抽出した数量について行う。

イ 確認事項

梱包状態、検査対象物の種類（第2号水産動物であることの確認を含む）、性状、異物の混入その他の異状を認めないこと

3 輸入許可証の交付

- (1) 2の検査により、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認した場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し輸入許可証を交付する。
- (2) 2の検査により、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確認できない場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し輸入を許可しない旨を通知し、焼却等を指示する。ただし、法第14条第1項に基づき管理すべきことを命ずる場合は、動物検疫所は、輸入者等に対し必要な指示を行った上で輸入許可証及び管理命令に関する指令書（別紙2）を交付する。

4 輸入者等の責務

輸入者等は、本通知及び動物検疫所が別途定めるところにより、輸入者等の責任において、動物検疫所の検査場又は動物検疫所が設置されている輸入場所内であってあ

らかじめ輸入者等が動物検疫所に届け出ている場所において、現物検査を受けるものとする。

なお、動物検疫所が設置されていない輸入場所において、第1号水産動物及び第2号水産動物並びにその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であって当該水産動物でないものを含む。以下同じ。）を輸入する場合、輸入者等は、動物検疫所の指示に従い、最寄りの動物検疫所まで当該水産動物等を輸送し、現物検査を受けるものとする。

5 管理命令の実施

- (1) 第1号水産動物の現物検査により2(2)①のイを満たしていない場合であって、法第14条に基づく管理（以下「管理飼育」という。）を命ずる場合は、速やかに管理飼育措置が講じられるよう、動物検疫所が別途定めるところにより、当該第1号水産動物を収容し管理飼育を実施する施設等について、あらかじめ動物検疫所の確認を受けるものとする。
- (2) 管理命令を受けた者は、規則第4条に規定する管理期間中は、規則第5条の各号に規定する方法に従い、命令の内容を履行するとともに、当該第1号水産動物について別紙1に掲げる輸入防疫対象疾病の発症水温にて管理しなければならない。
- (3) 管理命令を受けた者は、管理期間終了後に管理状況及び当該第1号水産動物の健康状態について、動物検疫所へ別紙3による報告書にて報告するものとする。
- (4) 管理命令を受けた者は、管理期間中に、当該第1号水産動物に通常と異なるへい死が見られる場合等輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、法第14条第2項の規定に基づく検査を受けなければならないことから、規則第6条の規定に基づき、動物検疫所に別紙4により速やかに届け出るものとする。
- (5) 動物検疫所は、消費・安全局長が別途定める病性鑑定指針に記載された検査手順に従って精密検査を実施する。なお、検査の実施に当たり、動物検疫所は、必要に応じ、畜水産安全管理課を通じて国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所に対し協力を依頼することができる。
- (6) 動物検疫所は、必要に応じて法第16条第1項に基づき当該管理施設に立ち入り、当該第1号水産動物の健康状態、飼育管理状況の確認、精密検査のための材料の採取等を行うものとする。

6 焼却等の命令の実施

- (1) 法第14条第2項の規定に基づく検査の結果、第1号水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、動物検疫所は、管理命令の対象となってい

る当該第1号水産動物等について法第15条の規定に基づき、別紙5により焼却その他必要な措置をとるべき旨の命令を発出することとする。なお、命令の実施に当たっては、管理飼育を行っている者及び畜水産安全管理課と協議を行いつつ、必要な防疫措置について検討するものとする。

(2) 動物検疫所は、上記命令の履行確認を行うものとする。

7 輸入許可関連情報の共有

動物検疫所は、輸入許可関連書類等国内の水産防疫上必要な情報について、動物検疫所が別途定める手順に従って畜水産安全管理課及び輸入許可を受けた輸入防疫対象疾病の第1号水産動物の仕向先の養殖場等を管轄する都道府県水産防疫担当部局に提供し、共有するものとする。

8 その他

本通知に規定しているもののほか、1から8までに規定する業務の実施に当たり必要な事項については、別途動物検疫所長が定めるところによるものとする。また、動物検疫所長は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、畜水産安全管理課長に対し連絡及び照会等を行うものとする。

畜水産安全管理課長は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、動物検疫所長に対し指示を行うものとする。

第2 病原体の輸入に関する事項

水産動物の伝染性疾病の病原体を輸入する者は、その取扱いに十分注意するとともに、当該病原体を輸入する旨をあらかじめ消費・安全局長に届け出て、その指示に従うものとする。

第3 第1号水産動物の輸入に係る畜水産安全管理課長による事前確認について

規則第1条第1項に掲げる水産動物であって、生きており、かつ、食用に供されるもののうち、輸入後、別途畜水産安全管理課長通知で定める施設において一時的に保管するもので、その飼育水を下水道に排水するもの又は輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で消毒等を行うものを輸入する者は、あらかじめ輸入許可を受ける必要がないもの（輸入許可対象外）であることについて、畜水産安全管理課長の確認を受けることとする。

輸入防疫対象疾病の外見的臨床症状及び発症水温について

対象水産動物	疾病名	外見的臨床症状	通常の発症水温
さけ科魚類	ウイルス性出血性敗血症 (IVa型を除く。)	体色黒化、眼球突出、腹部膨満、眼球・体表出血	3℃～12℃
	サケ科魚類のアルファウイルス感染症	不活発(衰弱)、皮膚のすれ、潰瘍	12℃～16℃
	流行性造血器壊死症	体色黒化、軀幹部後半部の皮膚に潰瘍、腹部膨満	11℃～21℃
	ピシリケッチア症	体表に白色病巣、浅い出血性潰瘍、体表黒化	12℃～16℃
	旋回病	尾柄部の黒化、骨曲がり症状	4℃～20℃
さけ科魚類 こい きんぎょその他のふな属魚類 こくれん はくれん ないていらびあ	レッドマウス病	体色黒化、口吻部・口腔内・下顎・鰓基部赤変	13℃～20℃
こい きんぎょその他のふな属魚類 こくれん はくれん あおうお そうぎょ	コイ春ウイルス血症	腹部膨満・眼球突出、体表の点状出血	11℃～17℃
こい	コイヘルペスウイルス病	体表粘液過多、眼球の落ち込み、鰓の肥厚・壊死	18℃～25℃
まだい	マダイのグルゲア症	不活発(衰弱)	24℃～26℃
くろまえばい科えび類 さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	イエローヘッド病	頭胸部に薄黄色化する個体もあり。	24℃～30℃
くろまえばい科えび類	壊死性肝臓炎	肝臓の萎縮、痩せ、成長不良、甲殻の軟化、鰓の暗色化	29℃～35℃
	タウラ症候群	体全体が薄赤く変色、尾鰭・腹脚は明らかに赤変。	24℃～30℃
	伝染性皮下造血器壊死症	屈曲した額角、しわのよった触覚、変形した外皮	24℃～30℃
	バキュロウイルス・ペナエイ感染症	中腸が白濁	24℃～30℃

くるまえび しろあしえび うしえび こうらいえび	急性肝膵臓壊死症	肝膵臓の白色化や退色、黒点や黒縞の発生及び顕著な萎縮や凝固	24°C～30°C
ペネウス属(<i>Penaeus</i>)えび類 (くるまえび及びこうらいえびを除く。)	伝染性筋壊死症	腹部膨満、体側筋に点状及び広範囲にわたる白い壊死巣	24°C～30°C
くるまえび しろあしえび うしえび こうらいえび おにてながえび	エビの潜伏死病	変色(白色、赤色、灰色)を伴う肝膵臓の萎縮や壊死、胃や腸の空洞化、殻の軟化、成長不良及び横紋筋の白色化と壊死	28°C～30°C
ペネウス属(<i>Penaeus</i>)えび類 (しろあしえびを除く。)	鰓随伴ウイルス病	胴体及び脚が赤くなる、鰓が黄色に退色	26°C～30°C
ペネウス属(<i>Penaeus</i>)えび類 (くるまえび及びしろあしえびを除く。) よしえび属えび類	モドン型バキュロウイルス感染症	中腸が白濁	24°C～30°C
くるまえび科えび類 てながえび科えび類	十脚目イリドウイルス病	赤みを帯びる、甲殻の軟化、額角の付け根の甲殻下部に白い三角形の領域が観察(オニテナガエビのみ)、肝膵臓の退色	24°C～30°C
あかあわび うすひらあわび とこぶし ふくとこぶし	アワビヘルペスウイルス感染症	腹足の萎縮と巻き上がり、口球の膨張と突出、歯舌の反転、粘液の異常な分泌	16°C～19°C
まがき属かき類	カキヘルペスウイルス1型変異株感染症 (μ varに限る。)	口を開ける、殻を閉じる動きが緩慢になる	20°C～25°C
ほたてがい	パーキンサス・クグワディ感染症	中腸腺や生殖腺、外套膜に直径5mm程度に白～黄白色の膿疱の形成、生殖腺の白濁・膨張	8°C～15°C
まぼや	マボヤの被囊軟化症	被囊の張りが減少する(しぼむ)	8°C～20°C

農林水産省指令番号

申請者住所氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名)

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第13条第1項の規定により輸入の許可を受けた下記の水産動物及びその容器包装は、検査証明書又はその写しのみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないことから、同法第14条第1項の規定による管理を下記のとおり命ずる。

なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

- 1 輸入許可証（年月日、番号）
- 2 対象水産動物
- 3 輸出国・地域名
- 4 管理の方法
 - (1) 管理すべき水産動物を他の水産動物と区別して保管すること。
 - (2) 当該水産動物の容器包装に入れられていた水その他の液体又は当該水産動物の飼育用水を排出する場合には、これを消毒すること。
 - (3) 管理すべき期間中に当該水産動物をその容器包装又はいけす（以下「容器包装等」という。）から他の容器包装等に移す場合には、容器包装等を消毒すること。
 - (4) 当該水産動物の容器包装を廃棄する場合には、これを焼却又は埋却により行うこと。
 - (5) 管理すべき期間中に当該水産動物がへい死した場合には、動物検疫所に連絡した上で、当該水産動物について、焼却、埋却その他の必要な措置をとること。
 - (6) 管理期間終了後には管理状況及び水産動物の状況について、動物検疫所へ文書で報告すること。
 - (7) 管理期間中に、当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、農林水産大臣の検査を受けなければならないことから、動物検疫所に届け出ること。
 - (8) (7)の検査を受けた場合は、その結果についての通知を受けるまでの間は、(1)から(5)により管理すること。
- 5 管理すべき期間 日間
- 6 輸入防疫対象疾病

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示について

(指令書の番号)による処分に対し、不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、正当な理由がある場合を除き、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

動物検疫所長 殿

管理を受けた者の名称、住所、
代表者氏名

水産資源保護法第 14 条の規定に基づく水産動物等の管理状況の
結果についての報告書

標記の件に関し、下記のとおり報告します。

記

輸入許可証の年月日、番号：

管 理 場 所 ：住所
 ：担当者名
 ：電話
 ：電子メール

管 理 状 況 ：(1) 水温
 (2) その他

水産動物の状況 ：(1) 死亡数量
 (2) 死亡個体の外観症状等

その他必要な事項 ：管理期間中の排水及び使用した容器包装の消毒等に関する
記録は、別紙のとおり。

管理命令による消毒等記録の例

届出者住所氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名)

1 飼育用水等の排水記録

年 月 日	対象物	処理方法
○年○月○日	容器包装類の消毒水	容器包装類を消毒した水をチオ硫酸ナトリウムで中和後排水した。
○年○月○日	水槽底部の掃除排水	次亜塩素酸ナトリウムで消毒後、チオ硫酸ナトリウムで中和後排水した。

2 容器包装等の消毒記録

年 月 日	対象物	処理方法
○年○月○日	搬送ビニール袋バケツ	次亜塩素酸ナトリウム溶液水 (50ppm) に1時間以上湿潤させた。

3 容器包装等の廃棄記録

年 月 日	対象物	処理方法
○年○月○日	梱包テープ、紙タオル	焼却処理

4 へい死した水産動物の記録

年 月 日	対象物	処理方法
○年○月○日	約○尾	アルコール保存

輸入防疫対象疾病の検査の届出

年 月 日

動物検疫所長 殿

届出者住所氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の住所氏名)

水産資源保護法施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可証及び指令書の年月日、番号
- 2 水産動物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所
- 3 水産動物がかかり、又はかかっている疑いがある輸入防疫対象疾病の種類
- 4 水産動物の種類
- 5 水産動物の所在地
- 6 水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態
- 7 その他参考となるべき事項

農林水産省指令番号

住所氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の住所氏名)

下記の水産動物について、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第14条第2項の規定による検査の結果、輸入防疫対象疾病にかかっていることが認められたことから、同法第15条の規定により、下記の措置を命ずる。

なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

- 1 輸入許可証及び指令書（年月日、番号）
- 2 対象水産動物
- 3 水産動物がかかっている輸入防疫対象疾病
- 4 水産動物の所在地
- 5 措置すべき事項
 - (1) 上記水産動物又はその容器包装、いけすその他輸入防疫対象疾病の病原体が付着し、若しくは付着しているおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとること。
 - (2) 上記(1)の措置を 年 月 日 までに実施すること。

年 月 日

農 林 水 産 大 臣

行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の教示について

(指令書の番号)による処分に対し、不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、正当な理由がある場合を除き、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。